

## 第1条 本規定の目的

この規定は、比較法学会(以下「本学会」という。)の機関誌『比較法研究』に対する投稿論文の取扱いについて定める。

## 第2条 論文の投稿及び受付け

- ① 本学会は、比較法、又は外国法に関する、主として日本語で記述された、オリジナルかつ未発表の学術論文の投稿を受付ける。投稿論文は、著作権法その他の法令及び研究倫理を遵守したものでなければならない。
- ② 『比較法研究』各号への投稿論文の掲載可能本数、及び、当該号への掲載のための期限は、理事会の決定によるものとし、本学会ホームページへの掲記その他の適当な方法により周知する。
- ③ 前項にかかわらず、本学会は、『比較法研究』の特定の号について、投稿論文を掲載しないものとするができる。この場合、既に行われた投稿は次号以降への投稿として取り扱うものとし、その旨を投稿者に通知する。
- ④ 投稿者(共著論文の場合は、第一著者)は、本学会の会員、又は、入会申請手続き中の者でなければならない。
- ⑤ 過去に投稿されたが掲載不可とされたものと実質的に同一の論文の投稿は、これを受付けない。
- ⑥ 他の媒体への投稿との多重投稿はこれを認めない。本学会への投稿後、多重投稿が判明した場合には、本学会は投稿がなされなかったものとして取り扱い、その旨を遅滞なく投稿者に通知する。
- ⑦ 本規定の他の条項にかかわらず、投稿者自身が他の媒体で外国語にて発表したものと実質的に同一の内容を日本語化した論文については、次の条件が全て満たされる場合にのみ、投稿を受付ける。
  - (a) オリジナルの媒体の編集権者、著作権者、その他全ての権原を有する者から、日本語版の公表についての許諾を得、そのことを証する文書等を本学会に提出すること。
  - (b) オリジナルの媒体のサイテーションと公表年を記載すること。

- ⑧ 前項の下で投稿された論文について、査読者は、この点を査読に際しての考慮要素とすることができる。

### 第3条 論文の分量等

- ① 投稿論文の分量は、概ね 25,000 字を上限とする。ただし、本学会は、編集上の要請から、より低い上限を指示することができる。
- ② 前項の分量の上限には注釈を含む。論文に図表等を含む場合、上限の分量を適宜調整する
- ③ 投稿論文は1回で完結しているもののみ受け付ける。連載はこれを認めない。
- ④ 査読者は、投稿論文の分量を、査読に際しての考慮要素とすることができる。

### 第4条 論文の査読及び掲載の決定

- ① 本学会は、投稿された論文を、適当な二名の査読者による査読に付す。ただし、必要に応じて、より多数の査読者へ査読を依頼することがある。
- ② 本学会は、必要と認める場合には、会員以外の者に査読を委嘱することができる。
- ③ 投稿者は、査読者の身元の開示を求めることはできない。
- ④ 査読者は、投稿論文の査読結果として、次のいずれかの判断を行う。複数の査読者の意見が食い違う場合には、査読者間で協議の上、判断を統一する。協議が整わない場合、一名以上の査読者が (c)号の意見を述べた場合には掲載不可として取り扱い、それ以外の場合には査読者が(b)号の下で述べた条件の全てを満たすことを条件とする条件付掲載可として取り扱う。
- (a) 掲載可
  - (b) 条件付掲載可。この条件には、改稿の指示に従うことを含む。改稿の指示には、分量を縮減することを含む。
  - (c) 掲載不可
- ⑤ 本学会は、前項の査読結果を遅滞なく投稿者に通知する。この通知には、条件付掲載可とされた場合の条件の成就の通知(改稿指示の場合には、改稿された論文の提出)の期限を含むものとする。掲載不可の通知に際しては、理由を開示する必要はない。
- ⑥ 条件付掲載可とされた論文の投稿者は、前項で通知された期限までに条件の成就を本学会に通知しなければならない。改稿指示の場合には、改稿した論文を提出しなければならない。

期限までに条件成就の通知(改稿指示の場合には改稿された論文の提出)がなされなかった場合、本学会は投稿が撤回されたものとして取り扱い、その旨を遅滞なく投稿者に通知する。

- ⑦ 投稿者から前項の条件成就の通知がなされた場合、本学会は全ての査読者に対してその旨を通知し、査読者は条件が成就したこと(改稿指示がなされた場合は、再提出された論文が改稿指示に従っていること)の確認を行う。条件の成就が確認された場合、以降、当該論文を掲載可として取り扱う。条件の成就が確認できなかった場合(改稿指示がなされた場合は、適切な改稿が行われていなかった場合)、当該論文を掲載不可として取り扱う。いずれの場合も、本学会はその旨を遅滞なく投稿者に通知する。
- ⑧ 掲載可とされた論文の本数が、『比較法研究』各号への掲載可能本数を上回る場合は、理事会の決定により、当該号への掲載論文を選定する。掲載可とされながら当該号への掲載を見送られた論文は、次号へ掲載するものとする。ただし、その旨の通知を受けた投稿者が投稿を撤回する場合はこの限りでない。